川西こども家庭センター一時保護所複写サービスに関する契約書

兵庫県川西こども家庭センター（以下「甲」という。）と　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、川西こども家庭センター一時保護所複写サービスに関する契約について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、互いに信義を守り、誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第１条　この契約は、乙の複写サービスが甲に円滑に提供されることを目的とする。

（乙の責務）

第２条　乙は、前条の目的を達するため、甲に対して複写機の適切な操作方法を指導し、複写機が常時正常な状態で稼働するよう保守を行い、及び複写を行うのに必要な消耗品（ドラム、ディベロッパー、トナー等。以下「消耗品」という。）を円滑に供給しなければならない。

（複写機及び設置場所）

第３条　複写機の機種及び設置場所は、別表のとおりとする。

（契約期間）

第４条　契約期間は、令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。

（契約保証金）

第５条　契約保証金は、免除する。

（複写サービス料金）

第６条　複写サービス料金は、モノクロ１複写当たり　　　円とする。

２　オプション機能付加料金は、前項の金額に含むものとする。

３　前２項の額には、消費税及び地方消費税を含まない。

（複写枚数の算出）

第７条　乙は、毎月、複写枚数を算出するものとする。

２　乙は、前項の複写枚数の算出に際して、テストコピー（複写機の保守において点検と調整のために使用した複写をいう。）及びミスコピーに相当するものとして、複写機ごとに１か月の複写枚数から、１パーセントの複写枚数（小数点以下の端数切上げ）を控除するものとする。

（複写サービス料金の請求）

第８条　乙は、毎月、前条に定める複写枚数に第６条第１項の契約単価（以下「契約単価」という。）を乗じて得た額（１円未満の端数切捨て）に消費税及び地方消費税相当額（１円未満の端数切捨て）を加算して甲に請求するものとする。

（複写サービス料金の支払）

第９条　甲は、乙から前条の規定による請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に当該請求額を乙に支払うものとする。

２　甲は、その責に帰すべき理由により、複写サービス料金の支払を遅延した場合は、乙に対し、前項の期間満了の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該額につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

（保守点検整備）

第10条　乙は、複写機を常に良好な状態に保つため、１か月に一度又は複写枚数に応じて定期点検及び調整を行うとともに、随時に保守点検整備を行わなければならない。

２　乙は、甲から複写機の故障の連絡があったときは、直ちに修理を行って、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

３　乙の作業は、原則として、複写機を設置している県の機関の開庁日の午前８時４５分から午後５時３０分までの間に行うものとする。

（消耗品の供給）

第11条　乙は、乙の社員の点検又は甲の通知に基づき、複写品質の維持のため必要と認めたときは、ドラム又はディベロッパーを取り替えるものとする。

２　乙は、乙の指定する者の巡回又は甲の申し出により、ドラム、ディベロッパー及びステープルを除く消耗品の甲の予備手持量の不足を知ったときは、当該消耗品を速やかに甲に供給するものとする。

（複写機及び消耗品の所有権等）

第12条　複写機及び消耗品の所有権は、乙に帰属する。

２　甲は、複写機を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。また、甲は、消耗品を乙の定める保管要領に従い保管しなければならない。

３　甲は、複写機の原状を変更し、又は消耗品を他に流用してはならない。

（設置場所の変更）

第13条　甲は、第３条に規定する設置場所を変更する必要が生じたときは、あらかじめ乙に通知し、乙の承認を得なければならない。

２　複写機の移動は、乙が行うものとする。この場合において、乙は、移動に要する費用を甲に請求することができるものとする。

（動産総合保険）

第14条　乙は、乙の費用で複写機に動産総合保険（以下「保険」という。）を付保するものとする。

（損害賠償）

第15条　乙は、甲が故意又は重大な過失により複写機に損害を与えたときは、その損害の賠償を甲に請求できるものとする。

２　前項の場合において、当該損害が保険で補てんされたときは、乙は、当該損害額から保険により補てんされた額を控除した額を甲に請求するものとする。

（秘密の保持）

第16条　乙は、この契約の履行に関係して知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

（複写機及び消耗品の返還）

第17条　甲は、契約期間が満了し、又は契約を解除したときは、設置場所において複写機及び消耗品を乙に返還するものとする。

（契約の解除）

第18条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第18条の２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

(2) 乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項第２号に該当すると認めたとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないと認められるとき。

第18条の３　甲は、第18条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

２　甲は、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

３　甲は、前２条及び前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

４　乙は、前２条の規定によりこの契約を解除されたときは、複写機１台につき、次の計算式で算定した額の10分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

（契約単価×月間複写見込枚数）×当該契約解除月の翌月から契約期間の満了月までの月数の合計額に消費税及び地方消費税相当額（１円未満の端数切捨て）を加算した額

５　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

６　前２条の規定による契約の解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲にその損害の賠償を請求することはできない。

７　乙は、第２項及び第３項の規定による契約の解除により損害が生じたときは、甲にその損害の賠償を請求することができる。

８　甲は、契約を解除しようとするときは、理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

（暴力団等の排除）

第19条　甲は、次条第１号の意見聴取又は警察からの通報により、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団及び第３号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

２　前条第４項から第６項まで及び第８項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第20条　甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第21条　乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（適正な労働条件の確保）

第22条　乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（賠償の予約）

第23条　乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、複写機１台につき、次の計算式で算定した額の10分の２に相当する額を賠償金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。役務の提供後も同様とする。

（契約単価×月間複写見込枚数）×契約期間の月数の合計額に消費税及び地方消費税相当額（１円未満の端数切捨て）を加算した額

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の６による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第１項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第１項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前２号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

２　前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（調査への協力）

第24条　甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

２　乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む６会計年度の間は同様とする。

（その他）

第25条　この契約について、疑義の生じた事項及びこの契約に定めのない事項については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。ただし、本契約を契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者に関する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　乙